

## ～ 交付申請書提出に必要な添付書類 ～

- ▲ 必要な添付書類は次のとおりです（⇒のマークは書類を入手するところ）。
- ▲ 『空家等除却支援事業補助金の対象者・対象空家・対象工事に該当する』という承認を受けるために必要な書類です。
- ▲ 工事着手前（2週間前まで）に申請し、市の審査・承認後に工事を着手してください。  
※5月下旬以降着手、交付の決定が下りた年度の2月末日までに工事を完了し、実績報告書を提出できること
- 印鑑（認印で可・朱肉を使うもの）
- 大垣市空家等除却支援事業補助金交付申請書（第1号様式）  
⇒住宅課窓口、大垣市ホームページ
- 申請者の住民票の写し（交付から3か月以内のもの）原本  
※個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの  
※所有者以外の場合は、本籍が記載されているもの  
⇒申請者が居住している役所等など
- 申請者の市町村税完納証明書 原本  
※申請者が大垣市で課税されていれば、大垣市の「完納証明書」、大垣市で課税されていなければ、居住地の「完納証明書」  
（完納証明書や滞納・未納がない証明書を発行していない市町村は納税証明書）  
⇒大垣市（課税課、サービスセンターなど）、居住市町村
- 空家等の登記事項証明書（全部事項証明書） 原本  
（未登記の場合は、固定資産課税台帳登録事項証明書（評価証明書）等 原本）  
⇒法務局又は課税課
- 大垣市空家等除却支援事業補助金空家除却及び申請同意書（第2号様式）  
※申請者が所有者、相続人ではない場合又は共有者がいる場合に必要  
※相続人であれば必要ではないが、他の相続人がいる場合は「誓約書」を提出  
⇒住宅課窓口、大垣市ホームページ
- 自らが対象者であることを証する書類等
  - ・申請者が所有者である場合 不要
  - ・申請者が相続人である場合 戸籍謄本等 原本 ※
  - ・申請者が所有者から同意を得る場合 不要
  - ・申請者が相続人から同意を得る場合 戸籍謄本等 原本 ※
 ※所有者が死亡している場合は、死亡記載があるもの及びつながりがわかるもの
- 工事内容及び金額等がわかるもの（見積書・内訳書等）  
⇒申請者所有のもの、または工事業者
- 空家及び敷地の現況写真（空家全景及び管理不全箇所を撮影したもの）  
⇒申請者所有のもの、または工事業者